

高齢者保健福祉事業の取組状況

資料①

評価欄にA・B・C・Dで入力
A＝予定を上回る（100%超え）進捗、B＝80～100%の進捗
C＝予定の50～79%の進捗、D＝50%未満の進捗
↓

○事業名		事業概要	評価指標	単位	計画 R3	実績 R3	計画 R4	実績 R4	計画 R5	令和4年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）
施策1 地域福祉の推進												A 1件、B 8件、C 1件、他施策で評価 5件	
1 地域におけるネットワークの推進												A 1件、B 2件、他施策で評価 1件	
(1) 地域におけるネットワークの構築と強化													
○ 地域包括支援センター運営事業	高齢者への介護・保健・福祉・医療など様々なサービスの調整を総合的に行い、地域の包括的ケアを行う機関として高齢者を総合的にサポートします。	延べ相談件数	件	-	22,762	-	26,110	-		民生委員、金融機関や薬局など、高齢者が利用する機関等にチラシを持参し、相談窓口であることの周知を行いました。	担当や職員の交替で、地域包括支援センターをご存知ないところもあったので、継続した周知活動が必要です。	引き続き関係機関に対して、地域包括支援センターの周知を行います。	B
○ 生活支援体制整備事業	高齢者の介護予防、生活支援サービスの充実に向けた地域の体制づくりを進めるため、生活支援コーディネーターの配置および協議体を設置（活動推進）します。	生活支援コーディネーター活動件数	件	8,000	8,072	8,000	7,693	8,000	施策3 地域包括ケアシステムの推進 1生活支援体制整備事業の充実 を参照してください。	施策3 地域包括ケアシステムの推進 1生活支援体制整備事業の充実 を参照してください。	施策3 地域包括ケアシステムの推進 2生活支援体制整備事業の充実 を参照してください。	-	
(2) 地域福祉の取組についての啓発・広報の充実													
○ 支え合いの地域づくりシンポジウム開催事業	学識経験者による講演や、地域で認知症の理解を深める活動をされている団体の紹介、活動報告を通して、地域における支え合い活動の必要性について啓発します。	参加者数	人	-	117	【施策6-1-（1）アに再掲】			— (令和6年度実施予定)	地域での支え合い活動の取り組みについて、地域の現状や各関係機関からの情報収集を行い、住民と地域の課題共有や必要な社会資源について考える機会について今後も取り組む必要があります。	令和6年度の実施に向けて、地域の現状について各関係機関等から情報収集等を行い、課題の整理や実施方法等について検討を進めます。	A	
(3) 長浜市避難支援・見守り支えあい制度の推進													
○ 「長浜市避難支援見守り支えあい制度」	ひとり暮らしの高齢者や重いしょうがいのある人など、避難支援が必要な方に登録いただき、自治会ごとにまとめた「台帳」及び登録者ひとり一人の見守り方法や避難支援方法を記した「個別計画」を作成します。この台帳や個別計画を活用して要配慮者を地域で把握し、日ごろの見守りや災害時の備えを行います。	個別計画作成済件数	件	-	1890	-	1792(個別計画) 75(個別避難計画)	-	・ 民生委員の改選に伴い、台帳・個別計画を最新に更新し、登録者がある自治会に送付しました。（令和5年2月、331自治会） ・ 避難情報の発令が多い10自治会をモデル地区として75名の個別避難計画を作成しました。	・ 自治会や民生委員など地域の理解、協力が不可欠であり、継続して丁寧な周知啓発が必要です。 ・ 心身の状況や社会的状況を考慮した対象者の個別避難計画を優先して作成する必要があります。	・ 自治会や民生委員など地域の協力を得ながら、制度を必要とする方の台帳登録を推進します。 ・ 心身の状況や社会的状況のリスクが高い人の計画作成方法を検討し、実効性のある計画づくりを地域や福祉専門職、関係機関の協力を得ながら進めます。	B	
2 地域福祉活動の担い手の育成													B 4件、C 1件
(1) 地域福祉人材の発掘・育成													
○ 新介護予防講座の開催	地域で栄養・運動・口腔などの介護予防の連続講座を行うとともに、参加者が地域活動に参加できるよう参加者同士の交流や情報提供などのきっかけづくりをおこないます。	実施数	箇所	-	2	-	2	-	地域のサロン等と連携して事業を実施しました。新たな介護予防活動の取組みに繋がるなど、地域活動に結び付けることができました。	継続した地域活動に移行できる支援が必要です。	講座をとおして参加者の介護予防・地域活動につながるよう働きかけていきます。	B	
(2) ボランティアや各種サポーター等の活用													
○ 介護事業所等による高齢者サロン出前講座	サロン等、地域で支え合い活動に取り組まれている団体等に、サロン活動の活性化に向けた支援の一つとして介護サービス事業所の協力により出前講座を行います。	講座数	回	-	53	-	83	-	コロナ禍の影響が落ち着きサロン活動の自粛が一部にとどまったため、令和3年度に比べて出前講座の依頼件数が増加しました。	コロナ禍以前の依頼件数までには回復しておらず、長浜市社会福祉協議会主催のサロン交流会以外にも出前講座の周知を図る必要があります。	長浜市社会福祉協議会と連携のサロン交流会以外にも、本市他事業との連携や長浜市ホームページの活用等にて出前講座の周知を図ります。	C	
(3) 介護予防・日常生活支援の担い手の育成													
○ 日常生活支援従事者研修会	「生活支援サービス等」に従事する人を対象に、総合事業の概要や意義、高齢者の心身の特性や認知症等の症状に沿った対応方法など、サービスの提供にあたって必要な知識や技術を習得いただくための研修を実施します。	受講者数	人	-	4	-	4	-	他自治体の事例を参考に研修の時間配分や内容等を見直し、外部講師2名、内部講師1名でオンラインにより開催しました。	受講者の増加には至らず、原因探求および研修内容や広報の見直しなどの検討が必要です。	研修方法や内容等について関係課と検討し、介護予防・日常生活支援総合事業生活支援サービス等従事者の養成を図ります。	B	
(4) 老人クラブの支援													
○ 老人クラブ補助（連合会及び単位ｸﾗﾌﾞ）	地域で活動する老人クラブに補助金を交付し、活動の充実を図ります。	補助クラブ数	団体	-	155	-	139	-	活動しやすいよう補助金手続きの負担軽減を図っています。	新型コロナウイルスの影響で、老人クラブの閉鎖がみられます。	老人クラブ補助（連合会及び単位ｸﾗﾌﾞ）を継続していきます。	B	
○ 老人クラブバス利用補助	老人クラブでの研修などでバスを利用する場合に補助金を交付し、参加者の学びや交流の促進を図ります。	補助クラブ数	団体	-	9	-	22	-	コロナ禍以降、老人クラブの少しずつ活動が増え、補助件数が増加しました。	新型コロナウイルスの影響で、各種活動の減少がみられます。	老人クラブバス利用補助の継続をしていきます。	B	

○事業名		事業概要	評価指標	単位	計画	実績	計画	実績	計画	令和４年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）		
					R3	R3	R4	R4	R5						
3 福祉意識の醸成												B 2 件、他施策で評価 4 件			
(1) 啓発・広報活動の充実															
○ 認知症に関する啓発		認知症は誰もがなりうる身近な病気であることを、市民に広く普及・啓発し、地域の認知症の理解者を増やし、地域ぐるみで認知症を見守る体制を整えていきます。								認知症サポーター養成講座の開催（施策６－１参照）広報ながはま9月号で、認知症高齢者見守り等SOSほんわかネットワーク事業の紹介等地域での見守りの啓発や、認知症講座等開催の周知をしました。	地域の認知症の理解者を増やすため、今後も普及・啓発が必要です。	認知症サポーター養成講座の開催（施策６－１参照）広報ながはまで、認知症高齢者見守り等SOSほんわかネットワーク事業の紹介や、認知症講座の開催を周知します。	B		
○ 支え合いの地域づくりシンポジウム開催事業		【再掲】施策１－１－（２）参照											-		
(2) 学校教育等における福祉教育の推進															
○ 出前講座		【後述】施策５－１－（２）－ア参照											-		
○ 絵本教室（小中学校）		【後述】施策６－１－（１）－ウ参照											-		
(3) 認知症に対する知識の普及と理解の促進															
○ 「認知症サポーター養成講座」開催		【後述】施策６－１－（１）－イ参照											-		
(6) 敬老事業															
○ 100歳お祝い事業		敬老の意を表するとともに、長寿をお祝いし、満１００歳の誕生日の際に５万円の祝賀金をお贈りします。	贈呈件数	人	-		38	-		59	-	100歳をお祝いする事業を通じて高齢者自身の喜びや家族の敬いの気持ちを深めていただくことができました。	-	引き続き事業を実施します。	B
施策２ 社会参加の促進												B ５件、評価なし １件（R5～新規事業）			
1 生きがいづくりの推進												B １件、評価なし １件（R5～新規事業）			
(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進															
ア スポーツ活動の促進															
○ ねんりんピック出場者激励会開催		市長から出場者の激励を行います。			-		-		-	-		令和4年10月に壮行会を実施し、出場者同士や市長との交流を通して大会への士気を高めていただくことができました。	-	引き続き事業を実施します。	B
(2)文化活動の促進															
ア 多様な学習機会の提供															
新)	○ 高齢者補聴器購入費助成	中等度程度の難聴である高齢者が補聴器を購入する場合に、購入費の一部を助成し、補聴器利用によるコミュニケーションの円滑化、社会参加の促進を図ります。	助成者数	人	-		-		-	-	30（令和５年度新規事業）	（令和５年度新規事業）	令和5年度からの新規事業です。補聴器購入費用の2分の１（上限４万円）を助成します。30件程度の助成を見込んでいます。	-	
(4) 高齢者組織の支援															
ア 老人クラブ活動の支援															
○ 老人クラブ補助（連合会及び単位クラブ）		【再掲】施策１－２－（４）参照	【再掲】施策１－２－（４）参照												
○ 老人クラブバス利用補助		【再掲】施策１－２－（４）参照	【再掲】施策１－２－（４）参照												
2 就労促進													B 2 件		
(2) 長浜市シルバー人材センター運営の支援															
○ シルバー人材センター事業運営補助		シルバー人材センターの運営について補助金を交付し、高齢者の就業機会を確保し、生きがいの充実や社会参加の促進を図ります。	会員数	人	-		1,601	-		1635	-	コロナ禍の影響を受けながらも感染予防を施しながら、就業機会の確保に努められています。	シルバー人材センターが行う会員の増加や普及啓発の推進、就業機会の拡充等への取組の支援を継続する必要があります。	引き続きシルバー人材センター事業運営補助事業を実施します。	B
(3) 退職シニア人材マッチングの推進															
○ 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（補助金）		人手不足分野や現役世代を支える分野で就業する機会を提供する事業に対して補助金を交付し、高齢者の生活の安定・生きがいの向上・健康の維持・増進、就業機会の確保、企業の人手不足の解消、地域社会の維持・発展を推進する。			-		-		-	-		令和３年度に引き続き、放課後児童クラブの運営や空き家の維持管理等、生活援助に関する取り組みや、受注業務の継続依頼など企業への派遣事業の推進に努められています。また、2025年の国スポ・障スポ開催に向けてのPR動画制作に協力されました。	活動が地域に根差したニーズと合致しているのか、他のニーズがあるのか検討していく必要があります。	子育て中の現役世代と子どもたちへの支援事業など、地域に根差した事業活動等に対する取組みや、会員の軽経験や職業能力に応じた仕事の開拓等に対して支援します。	B
3 高齢者福祉センター等のあり方													B 2 件		
(1) 高齢者福祉センターのあり方															
○ 独自調査		市内７か所に設置している高齢者福祉センターのあり方について、調査し検討します。			-		-		-	-		チラシの配布やホームページの更新等により各センターの事業内容周知を図りました。また、各センターへのモニタリングを行い、今後の取組の方向性、課題等を共有しました。	介護予防事業の拠点となるよう各センターの活用や事業検討、利用促進を進めていく必要があります。	引き続き各センターの事業内容等の周知を積極的に行うとともに施設管理者と連携して利用促進に努めます。また、他市参考事例等を各センターと共有し、新たな事業提案に努めます。	B

○事業名			事業概要	評価指標	単位	計画 R3	実績 R3	計画 R4	実績 R4	計画 R5	令和４年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）	
		(２) 公設の通所介護施設（デイサービスセンター）のあり方													
		○ 独自調査	市内10か所に設置している公設デイサービスセンターのあり方について、調査し検討します。		-	-	-	-	-	各センターへのモニタリングを行い、利用状況、今後の見通し、施設設備状況等の把握を行いました。	高齢者の推計やニーズ、類似サービスの利用状況を把握し、公設デイサービスの必要性を判断する必要があります。	人口推計を踏まえ、今後の利用見通しについて、分析を行うとともに、施設の老朽化も踏まえ、各施設のあり方を検討します。	B		
	施策３ 地域包括ケアシステムの推進													A 1件、B 24件、C 2件、評価なし 1件（県補助事業）	
	1 生活支援体制整備事業の充実														B 2件
	○ 生活支援体制整備事業														
	(１) 協議体の設置及び運営	関係者の情報共有や住民主体の支えあい活動の継続や広がりにもけた取り組みを行うために、市域（第1層）や地域（第2層）の協議体を設置及び運営します。	協議体設置数	箇所	15	15	15	15	15	新型コロナウイルスの感染症法上の分類が５類になることを見越して、地域資源の活性化を図りました。	コロナ禍以前のように元通りとはいかず、サロン等の閉鎖がみられます。	生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズを把握・共有化・課題の解決に取り組みながら、コロナ禍で閉鎖したサロン等について検討していきます。	B		
	(２) 生活支援コーディネーターの配置	地域のニーズや社会資源を見える化し、協議体での協議を行いながらニーズとサービスのマッチングや住民主体の新たな社会資源の開発を行います	設置人数	人	12	12	14	14	14	様々な企業と連携を図り、移動販売等の生活支援の取り組みや介護予防の働きかけを行いました。	地域で生活支援活動を行う人材を育成し、自助及び共助の仕組みを構築を進めていく必要があります。	生活支援コーディネーターの支援から住民同士の支援に波及していけるような仕組みづくりについて検討します。	B		
	2 地域ケア会議の推進													A 1件、B 2件、C 1件	
	地域ケア会議														
	○ 地域ケア会議推進事業		地域で活動する専門職による個別事例からの生活課題の抽出や地域課題の検討等で、課題の要因を探り、個人と環境の双方に働きかけます。他職種によるネットワークを形成し、新たな社会資源の開発や政策形成を行うことにより、地域包括ケアシステムの充実を図ります。	個別支援会議	回	50	41	50	51	50	地域の関係者や多職種に参加いただき、必要な支援を検討しました。	介護支援専門員が地域とつながり、高齢者の抱える課題に応じてインフォーマルサービスを含む社会資源を適切に活用できるよう支援する必要があります。	高齢者の抱える課題に応じて社会資源を適切に活用できるよう会議をとおして支援していきます。	C	
自立支援会議(初回、評価)				回	100	123	42	42	22	自立支援会議に参加したケアマネジャーが多職種からのアドバイスを受けることで、より自立支援に資するケアプランを作成できるよう、会議を継続的に開催しました。	会議でのアドバイスがより多くのケアプランに反映されることを目指していく必要があります。	ケアマネジャーが自立支援に資するケアプランを作成できるよう、会議を継続的に開催して支援していきます。	B		
地域専門職連携会議				回	100	140	100	150	100	地域団体や事業所と協力しながら、男性の通いの場の創設（木之本地域）や、地域と専門職の連携強化（西黒田・神田地域）等を図りました。	福祉分野だけでは解決できない暮らしや地域の課題について、多様に連携する中で解決に向けて取り組んでいく必要があります。	専門職が地域の課題を検討し、地域の団体などと協働して課題解決に向けて取り組んでいます。見守り活動推進、地域と専門職の連携等	B		
圏域居宅介護支援事業所会議				回	5	7	5	13	5	介護支援専門員のニーズに応じた研修会や居宅介護支援事業所との情報共有を行いました。	介護支援専門員や事業所等のニーズに応じた研修会や情報共有を行っていく必要があります。	引き続き会議の場を活用し、介護支援専門員等のニーズに応じた研修の場の提供や事業所との情報共有を図ります。	A		
3 在宅医療・介護連携の推進														B 6件、C 1件	
(１) 現状の分析と課題の抽出、事業計画の立案															
	ア	地域の医療・介護サービス資源の把握	地域の医療・介護サービス資源を把握・集約し、住民や専門職にわかりやすく情報提供を行います。	ホームページアクセス数	件	3,000	3,800	3,000	33,725	3,000	専門職や市民が活用しやすいHPにするため、長浜米原地域医療支援センターHPのレイアウトを変更し、見やすい、アクセスしやすいページに更新しました。また、地域資源情報のページを整理し、インフォーマルサービスに関する内容を充実させました。	圏域内の専門職が使用しているマニュアルや様式は、それぞれの専門職に留まって使用されていることが多く、多職種で共有することが難しい現状があります。また、圏域内に医療・介護サービスに関して活用できる資料があることを知らない専門職もあり、どの専門職も等しく情報を手に入れて活用できるようにする必要があります。	長浜米原地域医療支援センターのホームページ内に専門職専用のページを作り、圏域内で使用されている医療・介護に関する情報やマニュアル・様式を掲載し、圏域内の専門職がより使いやすく、情報が得やすい工夫をします。	B	
	イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	様々な専門職の声から、地域における在宅医療・介護連携に関する課題を把握し、より円滑な連携が図れるよう対応策を検討します。			-	-	-	-	-	長浜米原地域医療支援センター事業会議にて、関係者とともに地域の在宅医療・介護の目指す姿を確認しながら、課題を共有し、解決に向けた事業を展開することができました。（多職種連携研修の開催(3回)、医療・介護関係者向け情報誌「つながり」を2回発行しました。）	地域のニーズや現状は変化していくため、こまめに関係者と情報共有をはかりながら、地域の声を聞いて集める必要があります。地域の目指す姿と現状を照らし合わせ、どのようなアプローチが必要なのか検討する必要があります。	切れ目のない在宅医療・介護連携体制の構築のため、長浜米原地域医療支援センター事業会議において関係者らと情報共有、新たな課題がないか等検討し、解決に向けた事業を着実に実施していきます。	B	
	ウ	切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築の推進	医療機関から在宅療養・介護に移行する際に、必要な医療・介護にきちんと繋がり、情報共有や各機関での連携を円滑に行うことで住民が、地域で安心して生活できるような体制構築を推進します。			-	-	-	-	-				B	

○事業名		事業概要	評価指標	単位	計画 R3	実績 R3	計画 R4	実績 R4	計画 R5	令和4年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）
	(2) 事業の実施	ア 在宅医療・介護連携に関する相談支援	相談数	件	23	14	25	13	28	相談件数は目標を下回りましたが、ケアマネジャー、訪問看護師、地域包括支援センター、診療所スタッフ、住民など幅広い方からの相談を受けることができました。	気軽に相談できる窓口であることを、地域にもっと知ってもらう必要があります。相談の内容を積み上げ、地域の課題の一つとして分析していく必要があります。	長浜米原地域医療支援センター(相談窓口)の案内チラシを作成し、様々な場所への設置、配布を行います。 また、相談のあった内容を分類し、地域課題として関係者や住民の声を解決のための具体的支援に結び付けていけるようにします。	C
		イ 地域住民への普及啓発	出前講座	件	-	10	10	7	12	新型コロナウイルス感染症の影響で、出前講座の申込が一時キャンセルされることもあり目標には届きませんでしたが、様々な地域の住民（計127名）に受講してもらうことができました。 また、地域医療福祉フォーラムを開催し、湖北圏域の住民70名に在宅看取りについて考える機会を提供できました。	幅広い年齢層に出前講座を受講してもらえるように、開催できる日時を広げる必要があります。	令和5年度からは休日や遅い時間帯の出前講座も受付ができるように体制を整え、住民が受講しやすいよう工夫します。 また、出前講座の存在を知ってもらえるよう、湖北圏域の公共機関等に案内チラシを設置し、講座の周知に努めます。	B
		ウ 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援	登録事業者数	件	128	119	133	115	120	びわ湖あさがおネットの加入施設は令和3年度に比べやや減少しましたが、医療・介護関係者が適宜カンファレンスを行ったり、地域連携バスを用いたり、引き続き円滑な患者支援が行えるよう、びわ湖あさがおネットとは違った形の情報共有は実施されています。	びわ湖あさがおネットの推進は継続しつつ、それ以外の連携や情報共有の在り方も積極的に模索し取り入れていく必要があります。	びわ湖あさがおネットを用いた情報連携を引き続き推進します。 また、地域での密な連携(カンファレンスや電話連絡、地域連携バスなど)が適切に行われるよう、必要時は関係者の相談等の支援を行います。	B
		エ 医療・介護関係者の研修	開催件数	件	4	5	5	5	6	3回にわたる多職種研修会(オンライン)には計41名が参加した他、包括支援センターとの共催研修を計2回開催し、専門職の学び深めることができました。	「専門職間のつながりづくり」ができるよう、開催方法を検討する必要があります。	対面式による多職種研修を開催し、「顔の見える関係」づくりを促進します。また、このようなつながりを作ることで、地域における医療・介護の連携が円滑に進む土壌づくりを目指します。	B
	4 地域包括支援センター等の充実												B 5件
	○ 地域包括支援センター運営事業												
	(1) 地域包括支援センターの機能強化	市内に5か所設置している地域包括支援センターについて、職員の資質向上や広報により高齢者の相談対応などの機能の充実および地域住民への周知を図ります。	住所地を担当する地域包括支援センターを知っている人の割合	%	-	54.2	57.4	56.5	57.4	地域包括支援センターごとのたよりの発行や地域でのイベント、地域団体や高齢者の生活に密着した金融機関や商業施設等への訪問などにより、地域包括支援センターの周知に努めました。介護支援専門員と地域関係者との交流会を実施し地域とのつながりを支援しました。また、困難事例等の対応について、介護支援専門員等の関係機関との検討会議等を開催し支援を行いました。	高齢者の身近な相談窓口であることを、高齢者や家族を含め、高齢者を取りまく地域の関係者への周知が引き続き必要です。介護支援専門員と地域がつながりをもち、高齢者の抱える課題に応じてインフォーマルサービスを含む社会資源を適切に活用できるよう、また、困難事例等の検討や研修会等を通じて介護支援専門員同士、地域包括支援センターへの相談しやすい体制づくりに引き続き取り組むことが必要です。	高齢者本人・家族・地域住民や関係機関から早期に相談が寄せられるよう地域に向けた啓発活動の場を活用して周知・啓発を実施します。介護支援専門員と地域とがつながりを持てるよう支援します。また、関係機関での困難事例等の検討会議等により関係機関同士のネットワークづくり、日頃からの地域包括支援センターに相談しやすい体制づくりに取り組みます。	B
	(2) 総合相談支援業務	高齢者の総合相談窓口として様々な相談の受付および対応を行います。	延べ相談件数	件	-	16,259	-	18052	-	支援を必要とする高齢者や家族が早期に相談できるよう、メールやお問い合わせフォームなどを利用した相談方法の多様化を図りました。支援を必要とする高齢者や家族のニーズに応じた適切な対応を行いました。	支援を必要とする高齢者や家族が早期に相談できるよう、地域に向けた啓発活動の継続が必要です。	支援を必要とする高齢者や家族が早期に相談できるよう、地域に向けた啓発活動を継続します。ニーズに応じた適切な対応を目指していきます。	B
	(3) 権利擁護業務	虐待の防止や対応、消費者被害の防止、判断力が低下した高齢者の権利や財産を守る支援を行います。	虐待相談・通報件数	件	-	93	-	62	-	虐待の相談窓口を周知し、通報があった際は早期に対応し、必要な支援が開始できるよう、関係機関と連携しながら取り組みました。	虐待の相談窓口の周知や、地域に向けた啓発活動を通し、高齢者虐待の防止、早期発見を目指した関係機関とのネットワークづくりの継続が必要です。	虐待の相談窓口を周知し、早期に対応できるよう取り組みます。虐待対応力の向上や関係機関とのネットワークづくりを目指し、研修会等を実施します。	B
	(4) 介護予防ケアマネジメント	要支援の認定を受けた方が介護予防を行い自立した生活が送れるよう、マネジメントを行います。	包括センターのケアマネジメント件数	件	-	12,344	-	12984	-	自立を目指したケアプランを作成しました。	介護支援専門員が適切な介護予防プランが作成できるよう、継続的な支援が必要です。	介護支援専門員が適切な介護予防プランが作成できるよう、地域資源などの情報提供やケアプランへのアドバイスを行います。	B
	(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	多様な問題を抱えた高齢者への支援を行うため、介護支援専門員をはじめとした他職種に相談支援を行います。	ケアマネジャーからの相談件数	件	-	1,718	-	2098	-	介護支援専門員が、社会資源を活用し、地域の関係機関等と連携しながら適切にケアマネジメントが行えるよう支援しました。インフォーマルな社会資源を冊子としてまとめ、活用を促しました。	複合的な課題をもつケースが増えており、介護支援専門員が多機関と連携しながら支援する必要性がますます高まっています。	介護支援専門員が、社会資源を活用し、地域の関係機関等と連携しながら適切にケアマネジメントが行えるよう、地域ケア会議等を活用しながら支援します。研修会や啓発活動等を通じ、介護支援専門員のスキルアップと関係機関とのつながりづくりを継続して行います。	B

○事業名		事業概要	評価指標	単位	計画	実績	計画	実績	計画	令和4年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）
					R3	R3	R4	R4	R5				
5 権利擁護・成年後見制度の利用促進												B 3 件、評価なし 1 件（県補助事業）	
（1）長浜市成年後見・権利擁護センター		認知症やしょうがいなどにより、金銭や財産の管理、福祉サービスの利用手続きを支援する成年後見制度等の利用について相談援助を行うことで、安心した生活が継続できるよう支援します。			-	-	-	-	-	長浜と木之本の2か所に相談支援窓口を設置し、成年後見制度の利用相談や権利擁護支援を行いました。	市民への、制度に対する啓発や成年後見・権利擁護センターの周知が十分とは言えず、今後も周知・啓発が必要と考えます。	支援を必要としている人が制度を適切に利用することができるよう、パンフレット等啓発資料の作成や講座、相談会等の開催を通じて制度の普及・啓発を図ります。	B
（2）日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の充実		判断能力が十分でない高齢者などの日常的な金銭管理や各種サービスの利用援助を行うとともに、本事業の普及啓発を図ります。	契約者数	人	-	254	-	280	-	日常的金銭管理を始めた、本人に必要な支援を適時行いました。	—	今後も、日常生活自立支援事業を必要とする人に対して、引き続き制度利用の支援を進めます。	-
			精神しょうがい者延べ利用件数	件	-	3,544	-	5,722	-				
			知的しょうがい者延べ利用件数	件	-	5,663	-	6,800	-				
			認知症高齢者延べ利用件数	件	-	5,721	-	7,135	-				
（3）成年後見制度利用支援事業		成年後見制度について親族が申し立てをすることが困難な場合に、市長が申し立て手続きを行います。また、申立てや後見人への報酬の費用を負担することが困難な人に、その費用の助成を行います。	市長申立支援	件	-	5	-	6	-	必要に応じて市長による成年後見制度の申立手続きを進めました。また、後見人等への報酬の支払いが困難な人に対し、費用を助成しました。	市長申立については、申立準備から後見人の選任までに時間がかかることが多く、速やかな申立・後見人選任に繋がる仕組みが必要です。	引き続き、成年後見・権利擁護センターとともに成年後見制度の利用が必要な人やその親族などに対して、制度利用の支援を進めます。	B
			親族申立支援	件	-	52	-	39	-				
			任意後見契約支援	件	-	0	-	0	-				
			審判費用の助成	件	-	0	-	0	-				
			報酬費用の助成	件	-	9	-	8	-				
（5）成年後見制度利用促進基本計画の策定													
	○ 成年後見・権利擁護関係者協議会	成年後見・権利擁護センターを中核機関として位置づけ、その運営や支援の在り方について関係者で協議します。	開催回数	回		2		2	2	成年後見制度利用促進計画が令和3年度に施行しました。中核機関の運営や協議会の今後の進め方、令和5年度に受任調整会議開催に向けの検討と要綱の策定を行いました。	受任調整会議の実施状況や課題等を把握し引き続き検討を進めていく必要があります。	今後も定期的に開催し、権利擁護支援および成年後見制度利用促進に関する情報共有・検討を行います。令和5年度より実施する受任調整会議の取り組みについては特に注視していきます。	B
6 高齢者虐待の防止と対応													B 3 件
（1）高齢者虐待の防止													
	○ 高齢者虐待防止ネットワーク協議会	地域や関係機関への虐待防止のための啓発やネットワーク構築を行うことにより、高齢者虐待の早期発見や防止を図ります。	開催回数	回	-	1		1	1	複合的な課題をもつケースが増えていることから、重層的支援体制整備事業の利用状況や事例紹介を行うと共に、委員からの意見の聴取やネットワークの構築に努めました。	高齢者虐待の防止及び早期発見を目指した地域の見守りネットワークづくりを継続的に行う必要性があります。	市や地域包括支援センターの取り組み紹介を行うとともに、早期発見・見守り、保健医療福祉サービス介入、関係専門機関介入の3つのポイントからのネットワークづくりを目指し、委員からの意見の聴取を行います。	B
	○ 周知・啓発	高齢者虐待の防止を目的に、出前講座を通して高齢者虐待についての知識の普及啓発を行います。	出前講座実施回数	回	-	6	-	5	10	令和4年度は民生委員児童委員協議会や介護保険サービス提供事業所から出前講座の依頼があり、虐待の防止や早期発見について周知・啓発することができました。	高齢者虐待の防止及び早期発見を目指し、地域住民や関係機関への周知・啓発を継続的に行う必要性があります。	虐待防止や早期発見の大切さ、虐待発見時の相談窓口について、引き続き地域や関係機関に周知・啓発します。民生委員を中心とした地域住民への出前講座の受講勧奨を行います。	B
（2）高齢者虐待への対応													
	○ 高齢者虐待対応各種会議	高齢者虐待の通報を受け付けるとともに、事実確認に基づき各種会議にて虐待の有無等の判定をしたうえで、本人・養護者、関係者への支援を行います。	相談通報件数（新規）	回	-	93	-	62	-	虐待の相談通報があれば事実確認等を行い、市や地域包括支援センターでコア会議を開催し虐待の事実確認を行いました。虐待と判断した場合は、支援計画に基づき高齢者や養護者に対して支援を行いました。評価会議では、外部委員と対応方法や今後の支援について検討しました。	緊急性などの判断を行いながら、コア会議や評価会議を適切に開催するとともに、複雑な課題を抱える世帯に対し、個々の状況に合わせた適切なアプローチを多角的な視点から検討する必要性があります。	緊急性など判断しながら、コア会議や評価会議を適切に開催できるように進めます。また、外部委員からの多角的な意見や高齢者虐待対応支援ネットからの助言を基に適切な支援方法について検討します。	B
うち虐待件数			件	-	71	-	46	-					
コア会議			件	-	93	-	65	-					
評価会議			件	-	93	-	114	-					
7 誰もが住みよいまちづくりの推進												B 3 件	
（1）ユニバーサルデザインのまちづくりの推進													
新)	イ 移動手段の確保												
	○ 日常生活支援活動車両整備事業		【後述】施策4-1-（4）-ウ-（ウ）参照										
	ウ I C T の利活用												
	○ 高齢者デジタル教室		参加者数	人	-	-	105	84	150	基本講座1会場×3回、活用講座3会場×3回の連続講座を実施し、スマホを活用した健康づくりを推進しました。	デジタルデバイドの解消を図りながら、より介護予防・健康増進につながるスマホの活用方法を学ぶことができる教室にする必要があります。	介護予防、健康増進のためのアプリを実際に活用する内容を充実させて、講座を実施します。	B

○事業名			事業概要		評価指標		単位		計画	実績	計画	令和４年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）	
									R3	R3	R4					R4
新)	(２) 高齢者の住まいの確保															
	ア 多様な住まい方の支援															
	○ エアコン設置事業補助		自宅に使用できるエアコンが1台もない高齢者に対して、エアコン設置・修理にかかる費用を補助します。	補助金交付件数	件	-	-	40	38 28（非課税）	40	広報や市ＨＰ、報道機関への情報提供のほか、民生委員理事会にて事業の説明を行い、周知を図りました。	一旦全額を負担することが困難な人が活用しやすい仕組みづくりが必要です。	引続き丁寧な事業周知を行うとともに、業者による代理受領制度を導入し、経済的に困難な方でも活用しやすい補助金を目指します。	B		
	イ 養護老人ホーム															
	○ 高齢者施設入所措置事業		老人福祉法第1１条による措置。環境的、経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることにより、生活の場の確保を図ります。	新規措置件数	件	-	3	-	2	-	新規措置2件、廃止5件。介護職員の処遇改善に伴う措置費支弁額改定を行い必要な施設支援を行いました。	被措置者の中には、長期入所により、預貯金等が高額になる者がいるため、契約入所によるサービス利用者の均衡を図る必要があります。	被措置者の自己負担金算定について、預貯金等の額を負担能力の判断基準に加え、資力がある者には、相応の負担を求めます。	B		
施策４ 健康づくり・介護予防と自立生活支援の推進														A 1件、B 3 2件、C 1 3件、D 5件		
1 健康づくり・介護予防の推進														A 1件、B 1 9 件、C 1 3件、D 4件		
(１) 健康づくりと介護予防の一体的実施																
○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業																
ア 実施体制の整備		関係団体と連携することで、事業が円滑に実施できる体制を整備します。			-	-	-	-	-	医師会、重点地区（４地区）の地域づくり協議会、民生児童委員協議会などの団体に実績報告および、地域の健康課題の共有を行いました。	地域の健康課題への取組みを地域とともに進めていく必要があります。	地域の関係団体や地域に関わる専門職と健康課題を共有し、具体的な取り組みについて検討、実行していきます。	B			
イ 元気な高齢者へのアプローチ		サロンなどの通いの場に専門職が訪問し、高齢者の健康づくりを行います。	サロン訪問	か所	52	18	50	48	40	オンラインでサロンを実施し、外出しにくい場合でも体操や交流ができるような場を設けました。また、健康教育の一部を委託し、実施数を増やすことができました。	オンラインサロンは参加者数が少なく伸び悩みました。周知や参加勧奨が必要です。コロナ禍で中止が続いている通いの場への健康教育ができていないため、時期をみながら受講勧奨が必要です。	オンラインサロンは積雪のため冬季中止の通いの場が多い市北部を中心に、通いの場の世話役から周知を図ります。通いの場の再開状況を把握しながら、受講勧奨を行います。	B			
ウ 生活習慣病の重症化の危険性が高い高齢者へのアプローチ		健診結果などから重症化する危険性のある高齢者を抽出し、訪問などで面接を行いながら、健康づくりを行います。	ハイリスク者への訪問	人	133	118	224	142	199	対象者の95.3%の本人や家族に面談し、生活状況の把握を行い必要に応じて、医療や健診の受診勧奨、サービス利用勧奨を行いました。	健康診断の受診者数が少なく（対象者を限定しているため）、健診結果から保健指導対象者を抽出することが難しい。通いの場の健康教育で、通いの場に参加しないようになった人を把握したが、不参加の理由や生活状況の把握が十分にできませんでした。	保険給付状況から、生活習慣病重症化予防が必要な人の抽出を行い、状況把握を行います。通いの場に参加しないようになった人に、訪問にて状況把握を行います。	B			
エ 要介護等認定を受けた高齢者へのアプローチ		介護支援専門員と連携し、要介護認定を受けた人が重症化しないよう重症化を予防する生活が送れるよう支援します。					124	63	35	介護支援専門員に重症化予防の取組みについて依頼しました。認定を受けたが介護保険サービスを利用していない人に訪問し、生活状況を把握しました。	支援が必要な状況の人がうもれていることがあり、アウトリーチ支援が必要です。	引き続き、介護保険サービスを利用していない人の状況把握を行います。	B			
(２) 健康づくりの推進																
◇ 健康管理																
ア 健康手帳の交付		自らの健康管理が適切にできるよう、各種健診（検診）受診者等に記録用紙や健診結果をとり込む形式の長期間利用できる健康手帳を交付します。	交付数	人	100	11	100	66	100	0次健診会場で配布することで、交付数は増加しました。	市のホームページ上で健康手帳をダウンロードできるよう周知が必要です。	市のホームページからダウンロードできることの周知を図ります。	C			
イ 健康教育		集団健康教育では、地域の様々な団体に対し出前講座を実施します。	集団健康教育（出前講座）開催回数	回	40	3	40	26	40	関係機関からサロン等にチラシ配布を依頼するなど、推奨いただき希望する地域に出前講座を実施しました。R3年度に比べコロナ禍の影響で休止していた再開したサロン等に出前講座を実施しました。	様々な地域で出前講座を活用いただけるよう周知の継続が必要です。	引き続き関係機関等にチラシを配布し出前講座を活用いただけるよう周知を図ります。	C			
			集団健康教育（出前講座）参加者数	人	800	27	800	443	800				C			
		個別健康教育では医療機関と連携して保健指導・支援を行います。	個別健康教育実施者数	人	40	34	40	55	40				B			
ウ 健康相談		保健師による保健相談、栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科相談を実施します。歯科相談については重点健康相談として設定し歯周病予防のための個別相談を行います。	健康相談・栄養相談参加者数	人	30	27	30	21	30	医療機関から紹介があった市民や、相談を希望する市民に対し、専門職による相談を実施しました。	必要の人に対し、専門職による相談を実施できました。	引き続き、必要の人に個別相談を実施します。	C			
			歯科相談参加者数	人	250	213	250	241	250				B			
エ 生活習慣病健康診査		若年者及び低所得者の生活習慣病対策として19歳から39歳の市民及び40歳以上の生活保護受給者に対する健康診査を実施します。	生活習慣病健康診査受診者数	人	520	377	540	404	560	対象を拡大したことで、受診者数は増加しました。	引き続き、受診機会のない人に受診していただけるよう、広く周知する必要があると考えます。	対象者に周知する方法を見直し、受診機会を逃さないよう取り組みます。	B			

○事業名				事業概要		評価指標		単位	計画	実績	計画	実績	計画	令和 4 年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）
								R3	R3	R4	R4	R5					
オ 特定健康診査・特定保健指導				国保被保険者の40歳から74歳の健康診査と生活習慣の改善に努める必要がある人に対しての保健指導を実施します。	特定健康診査対象者数	人	18,699	16740	18,331	16033	17970	・特定健康診査（特定健診）の令和4年度の実績は、令和5年4月末現在の数値です。（法定報告は令和5年11月に確定されます。） ・受診率は、コロナ前までは回復せず、横ばいの状態です。 ・特定保健指導の継続支援ではメールも活用して実施しました。なるべく脱落者が出ないように連絡を取り終了率を上げられるようにしました。 現在の数値は令和5年4月末現在の数値で、R4年度の特定保健指導終了率は、令和5年12月に確定予定です。	・特定健診は、コロナの影響による受診控えから、受診率が回復していません。生活習慣病の早期発見・重症化予防を図るため、引き続き受診勧奨の強化が必要です。 ・特定保健指導は、終了率が目標値に到達できるように実施方法の見直しを検討します。	・特定健診については、令和5年度から、自己負担金が全対象者無料になることを広く周知し、受診率向上に努めます。 ・特定保健指導については、終了率が目標値に到達できるように実施方法の見直しを検討します。	C		
					特定健康診査受診者数	人	9,350	6166	10,082	5770	10782				B		
					特定健康診査受診率	%	50.0	36.8	55.0	36	60						
					特定保健指導対象者数	人	935	643	1,008	598	1078						
					特定保健指導終了者数	人	486	359	524	335	593						
					特定保健指導終了率	%	52.0	55.8	52.0	56.0	55.0						
カ 75 歳以上の市民の健康診査			後期高齢者医療被保険者の内、医療機関への定期的な受診が見られない人に、健康診査を実施します。	75歳以上の市民の健康診査受診者数	人	950	753	950	998	950	・令和3年度と比較して、新型コロナウイルス感染症による受診控えも落ち着き、受診者数が計画数を超えました。	・健診を広く受診していただくことが重要ですが、受診対象者に対する受診率は、全国的に低迷しています。	・令和4年度に引き続き、受診率向上のため、健診未受診者に対する通知等による個別受診勧奨（10月頃の予定）を行います。	A			
キ 歯周病検診			総合健診と同会場で18半日実施。歯科健診及び歯周ポケットの測定、ワンポイントブラッシング指導等を実施します。	歯周病検診受診者数	人	450	316	450	335	450	・令和4年度から対象となった29歳以下の受診は11人で全体の約3%おられました。対象を拡大したことも影響し、昨年度より総受診者数は増加しています。 ・要精検者の歯科受診率は、令和5年4月現在 57.4%。昨年度の42.9%と比較して増加しています。	・受診者数は増加しましたが、計画の450人に達しませんでした。 ・要精検者の歯科受診率についても増加はしましたが、現時点で全数把握ができていません。	・総合健診予約者に対し、受診案内送付時に歯周病検診の受診勧奨を行うなど受診率向上に努めます。 ・要精検者の歯科受診率を上げるため、検診時での勧奨を強化します。また、受診報告のない人には、ハガキでの勧奨と併せて電話訪問にて確認を行うなど全数把握を目指します。	C			
ク 骨粗しょう症検診			50歳から65歳までの5歳刻みの女性を対象に、DEXA法による骨密度検査を実施。要指導と判定された方には食事、運動を中心に骨粗鬆症予防に関する保健指導を実施しています。また、要精密検査と判定された方には医療機関受診を勧めています。	骨粗しょう健診受診者数	人	425	450	430	350	435	DEXA法による検診を実施。要指導者に食事、運動を中心に骨粗しょう症予防についての保健指導を、精検未受診者に手紙による受診勧奨を実施。受診者350名。要指導者78名（一次検診結果が要指導38名、精密検査結果が要指導40名）要精検102名、精検受診率92.2%（令和5年4月13日現在）	引き続き、多くの女性に骨の状態を知っていただくため対象者に検診の必要性を啓発する必要があります。また、指導の充実や精検受診率の向上に努めます。	検診、保健指導を通して、骨粗しょう症予防の知識を広めます。	B			
ケ がん検診			健康増進がん検診事業	胃がん健診対象者数	人	33,388	33,388	33,388	31,422	33,388	・令和4年度6月より、胃がん検診（胃内視鏡検診）を導入しました。（受診者：178人） ・コロナ禍であっても検診は重要であることを周知啓発し、受診者数の回復につながりました。 ※対象者数については国勢調査の結果から算出しているため令和4年度実績から変更しています。	受診者数は、コロナの影響による減少から増加傾向にみられるものの、コロナ前には戻っていません。さらなる受診率向上のために、引き続き、がんに関する正しい知識の提供や検診の重要性を啓発することが必要です。	・がんに関する正しい知識の提供や検診の重要性を啓発し、受診者が増えるよう取り組みます。 ・総合健診と医療機関受診の検診体制を継続します。さらに受診しやすい環境を整えるために、実施医療機関の拡充を検討します。	C			
				胃がん健診受診者数	人	2,840	2,420	2,900	2,187	3,000				B			
				胃がん健診受診率	%	8.5	7.2	8.7	7.0	9.0							
				大腸がん健診対象者数	人	33,388	33,388	33,388	31,422	33,388							
				大腸がん健診受診者数	人	4,840	4,114	4,940	4,515	5,000							
				大腸がん健診受診率	%	14.5	12.3	14.8	14.4	15.0				B			
				乳がん健診対象者数	人	20,675	20,675	20,675	19,206	20,675							
				乳がん健診受診者数	人	2,610	2695	2,620	2,278	2,660							
				乳がん健診受診率	%	25.2	21.5	25.3	25.8	25.5							
				肺がん健診対象者数	人	33,388	33,388	33,388	31,422	33,388							
				肺がん健診受診者数	人	2,140	1,731	2,200	1,905	2,300				B			
				肺がん健診受診率	%	6.4	5.2	6.6	6.1	6.9							
子宮頸がん健診対象者数	人	24,246	24,246	24,246	21,829	24,246											
子宮頸がん健診受診者数	人	2,510	2,637	2,580	2,276	2,600											
子宮頸がん健診受診率	%	20.6	17.3	21.0	22.5	21.4											
コ 肝炎ウイルス検診			肝炎ウイルスは、感染した状態を放置すると慢性肝炎から肝硬変、肝がんに進行する場合があります。早期に発見し治療するため、40 歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受診したことがない市民に対し、肝炎ウイルス検診を実施します。	肝炎ウイルス検診受診者数	人	590	515	600	517	600	総合健診の受診案内時の勧奨チラシの同封を行い、受診者の増加を図りました。	今後も総合健診・医療機関健診両方の検診体制を整備し、受けやすい環境づくりが必要です。	総合健診と医療機関受診の検診体制を継続します。引き続き、総合健診の受診案内時に勧奨チラシを同封し受診者の増加を図ります。	B			
サ 訪問指導			指導が必要な人等に対して保健師や管理栄養士が訪問し、生活習慣改善の指導や、疾病の予防、早期発見、治療ができるよう、対象者のニーズに応じて柔軟な対応・支援を行います。	訪問指導訪問者数	人	130	55	130	51	130	必要な人に訪問し、生活習慣病の発症や重症化を予防するための受診勧奨や保健指導が行えました。	引き続き必要な人に必要なかわりを継続して行っていきます。	訪問が難しい場合は、別の方法を検討し、必要なかわりが実施できるように取り組みます。	D			
				訪問指導訪問回数	回	150	63	150	56	150				D			

○事業名				事業概要	評価指標	単位	計画 R3	実績 R3	計画 R4	実績 R4	計画 R5	令和４年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）
			シ 0次予防健康づくり推進事業	「市民の健康づくりの推進」と「医学発展への貢献」を目的に、京都大学大学院医学研究科と協働で、コホート研究と健康づくり事業を実施しています。平成29年度からは、「0次健診（第3期）」として3回目の健診を実施しています。	0次予防健康づくり推進事業受診者数	人	1,440	1,322	1,440	1,544	1,440	第3期最終年度であり、健診日数を3日追加して実施して、計画よりも多くの市民に受診してもらうことができました。	令和5年度からの第4期0次健診は市立長浜病院での実施となるため、関係機関と協議を続け、新たな方法を確立していく必要があります。	市民が安心して参加できるように、関係機関と協議し、方法を決めていきます。	B
			ス 健康づくり自主活動グループ相談支援事業	高齢者の絵本読み聞かせボランティア団体の活動相談支援を行います。								コロナ禍での組織活動や会員養成講座開催や募集方法について、相談支援を実施しました。	コロナ禍の影響で活動減少があったため、コロナ禍前の活発な活動再開へ向け、困りごとがあった場合に継続的に相談支援を行う必要があります。	自主活動グループ相談支援を継続して実施します。	C
			セ 健活チャレンジ事業	自分の体を自分で継続的に測定・管理できるよう市民へ健康機器（活動量計、血圧計、体組成計）を無料で貸し出します。	健活チャレンジ事業延参加者数	人	140	28	160	42	40	健康相談や保健師活動の中で必要性を感じた方を中心に利用いただきました。	利用者が限られており、また同じ利用者が繰り返し利用しているケースが多くなっています。	機器の一部を公共の場に設置し、誰でも気軽に血圧を測定できる環境を整えます。	D
			ソ B I W A－T E K U推進事業	スマートフォンにインストールしたアプリに、特定健診を受ける、バーチャルラリー、スタンプラリー、各種イベントに参加等することで健康ポイントをため、たまったポイントによって抽選により景品を獲得できる仕組で、運動等健康づくりの意識付けと習慣化を図ります。	アプリダウンロード者数	人	2,000	1,879	2,500	2,460	3,000	10月のイベント時期には市内全戸配布のフリーマガジンへの広告掲載など新しい手法の周知を実施し、ユーザー数を伸ばすことができました。	全ダウンロード者のうち継続して利用できているアクティブユーザーは1～2割に留まっています。	飽きないアプリにしていくため、利用者の声を反映したスタンプラリーコースの作成や、外部委託により常に新規コースが提供できるよう取り組んでいます。	B
			タ 健康づくりの情報発信	健康都市宣言を機に、市民の健康づくりを応援するための市ホームページを作成し、随時健康づくりに役立つ情報を掲載します。また、はま〜る〜など様々な手法や取り組みを通じて、健康づくりの情報を啓発します。								介護予防事業所や地区担当保健師等と連携し、出前講座や地域イベントで感染防止対策やロコモ予防マガネットによる健康づくり啓発を実施。 市の健康づくり情報発信ページ「長浜市健康づくり応援ページ」及び広報、新聞折込広告、ピワテクアプリを活用し、平和堂と協働で行う長浜健康ステーション事業等の事業開催を周知。 また、健康ステーション事業（買い物）の場で、参加者に対してフレイル予防に関する啓発や、社協がとりまとめている市内サロン、ボランティア活動の紹介、参加促しを行いました。	ホームページや健康アプリを活用した情報発信方法だけでは、スマホやPCを活用されない高齢世代に、情報が届かない現状があります。	「地域のつながり」を意識し、社会福祉協議会、会后事業所、包括支援センター、地区担当保健師などと連携してサロンや出前講座のような地域での活動の場において引き続き情報発信を行う必要があります。 また、買物など高齢者が日常生活で利用する場で、健康情報などを取得し、その場でも取り組めるような環境づくりを、市内事業所や各団体と連携して進めていきます。	C
(4) 一般介護予防事業の推進															
			ウ 地域介護予防活動支援事業												
			(ア) 高齢者活躍よりあいどころ事業	高齢者の社会参加、介護予防および健康づくりを推進するため、市内で高齢者が寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点を運営する法人又は団体に対して支援を行います。	支援件数	件	14	9	16	10	18	移動販売車によるコミュニティスペースづくりや健康づくり、認知症予防教室の運営などの各種団体の活動を支援しました。コロナ禍の影響で活動を自粛されている時期もあった一方で、コロナ禍の影響が落ち着いた活動を再開した団体を支援しました。	コロナ禍の影響で活動団体の継続において参加者数が伸び悩む傾向があり、活動団体の継続に向けた情報提供等の支援に取り組む必要があります。	生活支援コーディネーターと連携を図り、新たな団体の募集や活動の継続に向けた情報提供等の支援に取り組みます。	C
			(イ) 地域介護予防通所活動支援	高齢者の社会参加、介護予防および健康づくりを推進するため、要支援・要介護状態にならない元気な高齢者の増加をめざして、屋内を中心として住民主体の通いの場等の活動を実施する団体に対して支援を行います。	支援件数	件	63	48	66	44	69	高齢者を対象とした通いの場や転倒予防体操等の通所活動を支援しました。コロナ禍の影響で活動自粛されている期間もありましたが、感染防止対策など依頼やお知らせ等を送付し、事業を支援することで継続を図りました。	新規活動団体や活動休止団体の活動再開に向けた支援を行うなかで、コロナ禍の影響を考慮しながら、具体的に支援する活動内容について見直しを検討する必要があります。	生活支援コーディネーターや本市他事業と連携を図り、新規活動団体や活動休止団体の活動再開に向けた支援を行うとともに、活動団体の継続に向けた情報提供等の支援に取り組みます。	C

○事業名		事業概要	評価指標	単位	計画 R3	実績 R3	計画 R4	実績 R4	計画 R5	令和 4 年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）	
(2) 在宅福祉サービス														
○ 高齢者地域生活支援事業														
ア 衛生材料支給事業		市民税非課税世帯の要介護 3 から 5 の人で、申請日前 6 か月において 3 か月以上在宅生活を送っている人に、衛生的な生活を推進するとともに介護者の負担の軽減を図るため、月当たり 4,500 円分の紙おむつおよびおむつカバーなどの支給券を交付します。	年間延べ利用者数	人	-	650	-		692	-	保健福祉事業へ移行し、引き続き高齢者の衛生的な在宅生活を支援しました。また、紙製品の価格高騰を受け、緊急的な追加支給を行いました。電子申請化の対応を行いました。	物価高騰による影響を注視し、必要に応じて追加支給を検討する必要があります。	引き続き高齢者の衛生的な在宅生活を支援します。物価高騰の状況を注視し、必要に応じて追加支給を実施します。	B
イ 訪問理美容サービス事業		所得税非課税世帯の要介護 4 または 5 の人で、基準日前 6 か月において 3 か月以上在宅生活を送っている人に、在宅生活での保潔のため、居宅で理美容を受けられる利用券を、年 2 回、交付します。	年間延べ利用者数	人	-	79	-		75	-	居宅において理美容を行うことができる利用券を交付し、高齢者の衛生的な在宅生活を支援しました。また、電子申請化の対応を行いました。	-	引き続き高齢者の衛生的な在宅生活を支援し、清潔の保持を図ります。	B
ウ 日常生活用具給付事業		市民税非課税世帯等で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者に、日常生活用具（自動消火器、火災警報器、電磁調理器）の給付を行います。	年間給付者数	人	-	0	-		1	-	電磁調理器の給付を行い、火災のリスクを軽減することができました。	近年利用実績が非常に少ないため、事業内容が分かるチラシ等を作成し、周知を図る一方で、事業継続の必要性について検討が必要です。	事業周知を図り、必要とする人が適切に利用できるよう努めます。一方で、事業継続の必要性について検討します。	B
エ 生活管理指導短期宿泊事業		高齢者を養護老人ホームに、原則 6 か月間で 14 日間を限度に宿泊させ、生活習慣等の指導及び体調の調整を図ります。	年間利用者数	人	-	4	-		2	-	本市および近隣市にある養護老人ホーム 3 施設と契約しました。生活管理指導を必要とする方、2 人の利用実績がありました。	-	引き続き、必要とする人が適切に利用できるようケース支援担当と連携し実施します。	B
オ 24 時間対応型安心システム事業		介護者の急な病気、事故、その他やむを得ない緊急の事由により、居宅における介護ができなくなった場合に、指定通所介護事業所等における緊急あずかり体制を整備します。	年間利用者数	人	-	0	-		0	-	実施事業所として 1 の事業所の登録がありますが、コロナ禍で受入れ体制が整わず、中止となっています。	新たな事業実施事業所の開拓を図る一方で、事業ニーズを見極め、事業継続の必要性について検討が必要です。	新たな事業実施事業所の開拓を図る一方で、事業継続の必要性について検討します。	D
カ 見守り配食支援事業		在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の人に、高齢者等の安否の確認を目的として、1 日 1 回、週 5 回を限度に昼食又は夕食を宅配します。	年間延べ配食数	食	-	24,280	-		22,106	-	120 人程度が日常的に利用されています。必要に応じて、地域包括支援センターによる訪問を実施し、複合的に支援する体制を強化しました。また、配達時に、介護予防啓発チラシを配布し、介護予防の意識啓発を行いました。	-	引き続き、ひとり暮らしの高齢者等の配食サービスを通じた安否確認を実施します。地域包括支援センターとの連携を継続します。	B
キ 緊急通報システム事業		在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される人の急病、事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活上の安全確保と不安を解消することを目的として、緊急通報装置を貸与します。	貸与件数	件	-	61	-		50	-	ひとり暮らし高齢者等で突発的に生命に危険な症状が発生する疾患のある人の緊急事態に対処し、日常生活の安全を確保するため、緊急通報装置を貸与しました。	対象者の条件が複雑なため、市民の方にわかりやすく、制度内容の手引きの文章の変更を検討することが必要です。	引き続き、ひとり暮らしの高齢者等の緊急時の対応を支援します。	B
ク 福祉用具・住宅改修支援事業		地域包括支援センターの職員が、介護保険制度の福祉用具、住宅改修に関する相談・情報提供、助言を行います。必要に応じて、理学療法士と連携を図り、高齢者の身体状況にあった助言ができるよう努めます。	支給件数	件	-	83	90	77	80	高齢者の身体状況にあった住環境整備や日常生活の利便性が向上するよう、相談や助言、情報提供等を行いました。	-	左記の取組を継続します。	B	
ケ 屋根雪下ろし支援事業		市民税非課税世帯で除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業について、1 回当たり 1 万円、年 3 回までを基本として補助します。	実施者数	人	-	34	-		0	-	令和 4 年度は実績なし。民生委員・児童委員協議会での周知、電子申請化の対応を行いました。	参照として提示している実施事業所が、高齢化等により減少しており、提示できる新しい事業所を検討する必要があります。	引き続き除雪期の安全確保を図ります。参照提示できる事業所を増やします。	B
コ 社会資源マップ作成事業		生活支援コーディネーターが社会資源について情報収集し、地図や一覧表で関係者などに提供します。	情報誌等の発行	件	1	1	1	1	充実化	社会資源の公開情報・公開承認の得られない非公開版を作成し、前者はパンフレット、後者は支援間で共有できるようマップで情報化を図りました。	まだ未掲載の情報が多いことや、掲載承認の得られない事業所が多くあるため、事業所に協力を得られるよう P R する必要があります。	未収集の社会資源は多く、社会福祉協議会と連携しながら情報収集に努め、支援者間における情報の共有を強化します。	B	
サ 高齢者等買物支援事業		日常の買い物に不便や苦労を感じる人に移動販売や宅配などのサービスの情報の提供や地域の支えあいのなかでのサポート体制の構築により、地域で生活が送れるよう支援します。	買い物情報の更新	件	-	-	1	1	1	生活支援コーディネーターと連携し、宅配や移動販売が可能な店舗を紹介する情報誌「ながはま お助け帳」の発行を行いました。	「ながはま お助け帳」は各庁舎やまちづくりセンターに設置しており、HP にも掲載されていますが、支援を必要とされている方に十分に行き届くよう配布方法の検討が必要です。	支援が必要とされる方にも情報が行き届くよう支援者間で情報共有を行います。	B	

○事業名		事業概要	評価指標	単位	計画 R3	実績 R3	計画 R4	実績 R4	計画 R5	令和 4 年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）	
施策 5 介護・福祉人材の確保・定着・育成												A 1 件、B 8 件、D 3 件、評価なし 2 件（～R3事業終了）		
1 介護・福祉人材確保に向けた支援（すそ野を広げる）												A 1 件、B 4 件、D 3 件、評価なし 2 件（～R3事業終了）		
新)	(1) 多様な人材の参入促進													
	ア 新規参入促進に向けた事業													
	(ア) 「福祉の職場説明会の開催」福祉の職場フェア	介護人材確保が全国的な課題となっている中、就職フェアを開催することで介護人材事業所と求職者のマッチングを支援します。	来場者数	人	50	11	50	43	50	10月16日（日）にさざなみタウンにて開催。参加者数がコロナウイルス感染症前の人数を上回る結果となった（令和元年度：30人）。	新型コロナウイルスの取り扱いの変更に伴い、より効果的な事業実施に向け、開催方法や開催周知方法等を検討する必要があります。	左記の取組を継続します。	B	
			参加法人数	法人	20	15	20	16	20	参加法人数：16法人（令和3年度：15法人）	新型コロナウイルスの取り扱いの変更に伴い、より効果的な事業実施に向け、開催方法や開催周知方法等を検討する必要があります。	左記の取組を継続します。		
	(イ) 福祉・介護新規参入促進事業													
	○初任者研修支援	介護職員初任者研修の受講に要した費用の一部助成による介護人材の新規参入の促進を図ります。	支援件数	件	5	0	5	0	-	福祉・介護新規参入促進事業助成金（3万円）については、令和3年度で事業終了。	-	-	-	
			受講者数	人	-	57	-	88	-	福祉・介護新規参入促進事業助成金（3万円）については、令和3年度で事業終了。市内開催の初任者研修受講者数は88名。	-	-		
	○入門的研修	介護分野のすそ野を拡大に向けて多くの人が介護を知る機会を確保し、介護未経験者が参入を図るため、介護に関する入門的研修を開催します。	受講者数	人	-	5	20	32	20	(受講者数) 3Hコース：13人 21Hコース：19人	より効果的な事業実施に向け、開催日程や開催周知方法等を検討する必要があります。	左記の取組を継続します。	B	
	(ウ) 外国人参入促進事業	介護人材確保の持続可能性を高めるために多様な人材が介護に参入できる土台をつくるとともに、今後、増加が見込まれる外国人要介護者へのサービス確保を図ります。	研修会（湖北圏域）	回	1	1	1	1	1	外国人介護人材の新規参入・定着の促進を図ることを目的に、外国人介護職員養成研修が湖北圏域において1回実施されました。	継続して湖北圏域実施されるよう県に働きかけます。	左記の取組を継続します。	B	
			受講者数	人	-	12	-	18	-	事業（県主催）周知方法について、検討を行いました。	受講対象者である外国人が情報を受け取りやすい方法での情報発信を行っていくことが必要です。	左記の取組を継続します。		
	(エ) 外国人介護職員養成研修修了者支援事業（教材費・就職支援）	介護職を目指す外国人を支援することにより、多様な介護人材の確保を図ります。	教材費支援件数	件	5	0	5	0	-	外国人支援事業補助金（教材費補助金 1万円）については、令和3年度で事業終了	-	-	-	
			就職支援件数	件	1	1	1	0	-	外国人支援事業補助金（就職支援金 10万円）については、令和3年度で事業終了	-	-		
	○介護就職応援給付金	他業界からの新規参入を促進することにより、介護人材確保を図ります。		件	-	-	3	5	3	介護職への就職を支援する補助制度を充実させ、補助対象範囲を拡大することで、人材確保を図りました。 3人に補助（300,000円）	制度の周知を引き続き行うことで、制度利用を促す必要があります。	左記の取組を継続します。	A	
	イ 潜在福祉人材等再就職支援事業													
	(ア) 潜在介護人材再就職支援事業	介護職として一定の知識・経験を有すつ人の再就職と定着を支援することにより介護人材確保を図ります。	支援件数	件	7	7	7	3	7	介護職として一定の知識及び経験を有する者の再就職と定着を支援する制度です。 補助対象に介護支援専門員を加える制度の見直しを行いました。 3人に補助（300,000円）	制度の周知を引き続き行うことで、制度利用を促す必要があります。	左記の取組を継続します。	D	
ウ その他、新規参入に向けた新たな取組の検討														
○介護・福祉事業所就職PR動画作成支援事業（補助金）	事業所をPRする動画作成の費用の一部を支援することで事業所や介護業界のイメージアップや知名度向上を図り、介護人材確保を図ります。		件	-	-	4	3	4	事業所PR動画の作成を支援することで事業所や介護業界のイメージアップや知名度向上を図る制度です。 上限15万円/事業所	制度の周知を引き続き行うことで、制度利用を促す必要があります。	左記の取組を継続します。	B		
○高齢者介護就職支援事業（補助金）	多様な介護人材の確保に向けて、介護未経験の高齢者の新規参入を支援します		件	-	-	18	2	5	介護職への就職を支援する制度です。 高齢者介護職支援事業補助金（介護職 3万円）1人 30,000円（介護助手 1万円）1人 10,000円	制度の周知を引き続き行うことで、制度利用を促す必要があります。	左記の取組を継続します。	D		

○事業名		事業概要	評価指標	単位	計画	実績	計画	実績	計画	令和４年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）	
					R3	R3	R4	R4	R5					
		（２）将来の担い手育成 ～介護職の理解・魅力発信～												
		ア 中学校福祉・介護出前授業	中学生を対象に介護学習や体験を通じて、介護の仕事への理解とイメージアップを図ります。	実施校	校	5	0	5	2	5	2校から申込があり、1校で実施。1校はカリキュラムの都合により中止となったため、介護の仕事に関する冊子の配布による啓発を行いました。	独自で同様の取組をしている中学校やもあるため、事業の開催方法等を検討する必要があります。	左記の取組を継続します。	D
		（３）関係機関との連携												
	2 介護・福祉人材定着に向けた支援(定着促進を図る)												B 3件	
		（１）定着支援・離職防止・業務の効率化	国の制度の積極的な活用への啓発や適正な執行等の指導、手続きの簡素化等を図ります。		-	-	-	-	-	-	定着支援、離職防止への取組として事業所の処遇改善加算の取得を推進しました。	また、事業所の業務効率化のため、引き続き見直しを検討していきます。	左記の取組を継続します。	B
		（２）福祉職場のイメージ向上	インターネットやＳＮＳ等を通じた福祉の仕事、福祉のやりがいや魅力の情報発信を支援することで、福祉職場のイメージ向上を図ります。		-	-	-	-	-	-	中学校への介護体験学習の受入事業所の情報提供を行いました。また、事業所のＰＲ動画作成を支援を実施しました。利用実績：3事業所308,000円	中学生が福祉職場に触れる機会を設けやすいよう情報提供を継続するとともに、ＰＲ動画作成支援制度の周知を引き続き行うことで、制度利用を促す必要があります。	左記の取組を継続します。	B
		（３）介護ロボット・ＩＣＴ導入支援事業（地域医療介護総合確保基金）	研修会の開催等により介護ロボット・ＩＣＴの導入を促進し、負担軽減等の職場環境の改善による定着支援、離職防止を図ります。		-	-	-	-	-	-	職場環境の改善を目的とした研修の開催等により、定着支援、離職防止を図りました。	事業所の状況等に応じた職場環境の改善に関する情報提供等を行っていく必要があります。	左記の取組を継続します。	B
	3 介護・福祉人材育成に向けた支援（質を向上する）													B 1件
		（１）質の高い人材の育成												
		ア 職場定着に向けた講演会等の実施	福祉職場で効果的なテーマの研修等を開催することにより、より高い質で適切なサービス提供がなされるよう事業者の人材育成を支援します。		-	-	-	-	-	-	研修会に参加したいが、人手不足、業務多忙により参加が難しいという現状を踏まえ、令和4年度もYouTube配信を活用した研修会を湖北地域介護サービス事業者協議会、米原市との共催で実施。のべ234人の参加	引き続き、事業所の抱える課題等に応じた研修テーマで受講しやすい方法による研修開催等が必要です。	左記の取組を継続します。	B
施策6 認知症施策の推進（長浜市オレンジプラン）												A 1件、B 13件、C 3件		
1 普及啓発・本人発信支援													B 6件	
		（１）認知症に関する理解促進												
		○ 認知症キャラバンメイト支援	認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える認知症キャラバンメイトの活動を支援します。	活動支援回数	回	-	34	-	66	60	認知症キャラバンメイト研修会の開催や、長浜市社会福祉協議会（委託先）によるキャラバンメイト定例会等への活動支援を行いました。	非活動のキャラバンメイトが活動を開始できるよう、活動の案内や勧誘が必要です。	研修会の開催や、長浜市社会福祉協議会および各地域包括支援センターによる定例会および認知症サポーター養成講座への活動支援を行います。また、本年はキャラバンメイト養成講座の開催を実施し、キャラバンメイトの養成に努めます。	B
		ア 認知症のある人の視点に立って認知症への理解を深める取組	講演会などを通して、認知症に対する正しい知識と対応方法の周知啓発を図ります。	市民のつどい参加者数	人	-	117	-	523	500	地域包括支援センターごとの圏域ごとに、認知症に関する講座や啓発活動を実施しました。また、講座開催について、広報ながはまで周知しました。	今後も、認知症に対する正しい知識と対応方法の周知啓発が必要です。	引き続き、地域包括支援センターごとの圏域ごとに、認知症に関する講座や啓発活動を実施します。	B
		イ 認知症サポーターの養成と活動の支援	認知症の正しい理解と対応を学び、そっと手助けするサポーターを養成し、その活動を支援します。	認知症キャラバン・メイト養成講座	回	-	-	-	-	60	コロナで計画より中止した団体が1団体あったものの、開催回数は昨年度より大幅に増え、養成したサポーター数も約1.5倍に増えました（絵本教室含む）。オンラインでの講座開催に向けての研修も実施しました。	タクシー会社やバス会社等の企業での開催ができていないことから、さらなる啓発が必要です。	引き続き、関係機関に働きかけて認知症サポーター養成講座を開催します。また、タクシー・バス会社への周知・啓発に取り組みます。	B
				認知症サポーター養成講座	人	2,000	1,204	2,000	1,761	2,000				
				認知症サポーター養成講座（累計）	人	38,113	36,883	38,883	38,644	40,644				
		ウ 学校教育等における認知症のある人を含む高齢者への理解の推進	認知症のある方が暮らしやすい地域づくりを担う子どもたちに、学校での認知症サポーター養成講座の実施により認知症の正しい理解を促します。	イと同じ			小中学校実績26回888人	イと同じ	小中学校実績37回1,318人	イに含む	イと同じ 認知症絵本教室26回開催し1,318人のサポーターを養成しました。	令和元年以降、1度も絵本教室を開催していない学校があることから、学校での取り組みへのさらなる啓発が必要です。	イと同じ	B
	（２）相談先の周知													
		認知症ケアパスの活用・普及	認知症の状態に応じた相談先や対応方法、活用できる社会資源をまとめた認知症ケアパスを作成し、認知症の早期発見や対応ができるよう相談支援時に活用します。		-	-	-	-	-	-	長浜市版認知症ケアパス『認知症あんしんガイドブック』改訂発行し、関係機関へ配布しました。	認知症ケアパスの積極的な周知・活用方法について検討が必要です。	掲載情報を更新するため、毎年内容を訂正の上発行します。	B
		（３）認知症のある人本人からの発信支援	認知症のある人がよりよく生活できるよう、必要と感ずることや現状について発信することを支援します。		-	-	-	-	-	-	居宅介護支援員向け研修会にて認知症講座を実施しました。	認知症のある人が自分の思いを聞く機会をもち、本人発信の思いを把握する必要があります。	今年度も継続して、居宅介護支援員向け研修会での認知症講座を開催します。	B

○事業名		事業概要	評価指標	単位	計画 R3	実績 R3	計画 R4	実績 R4	計画 R5	令和 4 年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）
2 予防													
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援													B 6 件
(1) 早期発見・早期対応のための体制													
ア 高齢者相談窓口である地域包括支援センターの周知		認知症について早期に相談ができ、安心して暮らせるよう相談窓口の周知を図ります。			-	-	-	-	-	市役所窓口、病院、講演会、地域の集まり等で、チラシやポケットティッシュを設置・配布し、地域包括支援センターを周知しました。	今後も、認知症について早期に相談ができ、安心して暮らせるよう相談窓口の周知が必要です。	引き続き、市役所窓口、病院、講演会、地域の集まり等の機会をとらえて周知します。	B
イ 認知症地域支援推進員の配置		認知症のある人やその家族の相談や支援、関係機関との連携や暮らしやすいまちづくりを行う認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置します。			-	-	-	-	-	各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、各地域包括支援センターのオレンジプランを作成し、地域の現状に応じた施策の推進に取り組みました。	今後も、認知症の相談窓口が地域包括支援センターであることの周知が必要です。	引き続き、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、各地域包括支援センターのオレンジプランを作成し、地域の現状に応じた施策の推進に取り組みます。	B
ウ 医療と介護の連携		認知症疾患医療センターやかかりつけなどの医療機関、薬局、介護事業所などの専門職が連携し、認知症のある人の生活を支援できるよう、連携を強化します。			-	-	-	-	-	医師会等で見守りチラシを配布し、認知症関係者連絡会議を年 1 回開催しました。	コロナ禍により、早期の関係機関の連携に取り組みにくい状況がありました。	今年度は認知症関係者連絡会議を対面にて開催します。	B
エ 認知症初期集中支援チームの活動の推進		専門医などの他職種で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる人やその家族の支援を包括的・集中的におこなうことで、自立した生活を支援します。	対応件数	人	25	23	25	20	25	チーム員会議を毎月 1 回開催し、年間延 2 0 件の事例を検討し、専門職からの助言等を受けました。	コロナ禍により、チーム員による訪問支援が難しい状況があります。	チーム員会議を継続して毎月開催し、専門的見地からの助言を受け、個別ケースへの支援に活かします。	B
オ 認知症ケアパスの活用・普及		【再掲】施策 1－2－（4）参照											
(2) 認知症のある人の介護者への支援													
ア 認知症のある人を支える家族の会への協力支援、啓発		家族の会など認知症のある人やその家族が意見や情報交換できる活動を支援します。			-	-	-	-	-	家族会の活動について、広報記事や認知症ケアパスに掲載して周知しました。	今後も、必要とする人が家族会とつながれるように、周知が必要です。	家族会の活動について広く知ってもらえるように、広報記事や認知症ケアパスに掲載して周知します。	B
イ 認知症カフェの開催支援		認知症のある人やその家族が安心して集い、活動できる場である認知症カフェの開催を補助金の交付などにより支援します。			-	-	-	-	-	昨年度に引き続き、認知症カフェ支援補助金を利用した団体が1件ありました。補助金は利用しないものの、認知症のある人を含めたカフェの開催を実施している団体が3件ありました。	今後も、認知症のある人やその家族の居場所になるように、認知症カフェの周知が必要です。	認知症カフェを周知し、広く市民に利用されるよう支援を継続します。	B
(3) 認知症のある人の介護サービスの利用状況													
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症のある人への支援・社会参加支援													A 1 件、B 1 件、C 3 件
(1) 「認知症バリアフリー」の推進～認知症のある人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進～													
ア 認知症高齢者等 S O S ほんわかネットワーク事業の実施	認知症のある高齢者などが行方不明となった場合に、早期発見できるよう関係機関や地域との連携体制を構築します。	事前登録件数	人	230	224	240	237	250	広報誌への掲載、包括支援センターやケアマネジャーを通じて事前登録案内を行いました。また、電子申請の実施に向けて、要綱および様式の改正を行いました。	電子申請での登録が可能になったことの周知を図る必要があります。	家族と地域の協力者向けのチラシを各支所や事業所等に配置します。また、希望される自治会にチラシを配布するなど、さらに事業の周知に取り組みます。	B	
		協力者数	人	4,000	4,578	4,100	5,341	4,300	広報誌掲載、市職員の課内研修や人権学習会協議会総会の場で、事業や協力者の登録を周知し、事業や協力者の登録数を増やすことができました。	より多くの協力者を得るため、企業など、これまで関わることのなかったところに周知していく必要があります。	上に同じ	A	
	イ 認知症高齢者家族支援（情報発信器貸与）	位置探知端末機器を家族等保護者に貸与し、認知症により行方不明になるおそれのある人に携帯させることにより、行方不明時に現在地を特定して、早急な保護、事故防止につなぐなど、安心して介護できる環境の整備を図ります。利用料のほか緊急対応等の費用は利用者の負担となります。	貸与件数	人	25	20	30	18	35	ほんわかネットワーク登録者への案内や研修会等の開催時に周知を行いました。新規に10件貸与しました。	必要な人に情報が適切に届くよう、継続して制度の周知に力を入れる必要があります。	行方不明時の早急な保護、事故防止等につなぐため、引き続き周知を図り、GPS機器の利用促進します。	C
	ウ 見守りネットワーク	認知症のある人が外出して道に迷い行方不明になった場合に適切に対応できるように、認知症地域支援推進員を中心に自治会とともに認知症安心見守り訓練を実施し、地域での見守り体制づくりを支援します。	訓練自治会数	件	3	1	4	2	4	2地域で認知症声かけ訓練、認知症安心見守り訓練を実施しました。	今後も、地域での見守り体制づくりのため、さらに多くの地域で訓練が実施できるよう働きかけていく必要があります。	地域に働きかけて、認知症安心見守り訓練が実施できるよう取り組んでいきます。	C
(2) 若年性認知症のある人への支援	若年性認知症に関する専門医療機関や相談窓口の周知、居場所づくりに取り組み、若年性認知症のある人やその家族への支援に取り組めます。								認知症サポーター養成講座実施時に、若年性認知症について啓発をしました。市内の企業の対して、企業内人権研修時に若年性認知症についての啓発を実施しました。	若年性認知症に関する専門医療機関や相談窓口の周知、若年性認知症のある人やその家族への支援に取り組む必要があります。	若年性認知症について周知・啓発する機会を増やします。	C	

○事業名		事業概要	評価指標	単位	計画 R3	実績 R3	計画 R4	実績 R4	計画 R5	令和４年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）
施策７ 介護サービスの確保・推進												A ４件、B １５件、C １件、D ２件	
４ 介護保険の運営体制												A ４件、B １３件、C １件、D １件	
（１）介護給付費適正化事業													
ア 要介護認定の適正化													
（ア）正確な要介護認定調査の実施	十分な調査員を確保したうえで、研修及び事例検討会等を実施し、調査の平準化を図ります。申請者本人の実態に即した、質の高い要介護認定調査を実施する。委託認定調査の内容を点検し、随時、確認・指導を行います。	要介護認定調査件数	件	6,160	4,930	5,300	4932	6200	感染症対策を行いながら、適切に認定調査を実施しました。状態に変化の無い更新申請者については、申出により12ヵ月延長（*認定調査なし）を適用しました。	コロナ禍での特例措置であった1２ヵ月延長が終了し、令和5年度以降は調査件数が増加することが見込まれるので対応が必要です。	高齢者の増加に伴う申請者増加に対して、安定した認定調査が行えるよう。調査員の増員や訪問件数の増加及び、調査業務委託の推進を図るなどの対策を講じます。	B	
（イ）主治医意見書	的確な意見がいただけるよう、情報の重要性和意義について、医師会等関係団体と連携して周知を図ります。	主治医意見書依頼件数	件	6,160	4,883	5,100	5133	6200	要介護認定（新規・更新・区分変更）について、申請に基づき主治医へ意見書作成を依頼しました。状態に変化の無い更新申請者については、申出により12ヵ月延長（*意見書作成不要）を適用しました。	コロナ禍での特例措置であった1２ヵ月延長が終了し、令和5年度以降は依頼件数が増加することが見込まれるので対応が必要です。	要介護認定が適正に行えるよう、継続して医療機関に働きかけます。	A	
（ウ）介護認定審査会の円滑な運営	審査委員の確保を図るとともに、審査判定基準の平準化と公平・公正性を確保します。	介護認定審査会開催回数	回	192	184	184	184	186	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一定期間（8～10月）審査会を書面会議で開催しました。	コロナ禍での特例措置であった1２ヵ月延長が終了し、令和5年度以降は判定件数が増加することが見込まれるので対応が必要です。	申請者の的確な介護度を判定できるよう、1開催当たりの審議案件を増加させるなど、介護保険法に基づく介護認定審査会を適正に運営を行います。	B	
イ ケアプランの点検	例外給付（同居家族がいる場合の生活援助サービスの算定等）を決定する場合にケアプランの点検を行うほか、システムを活用し、ケアプランの質の向上や不適正なケアプランの是正に努めます。	ケアプラン点検件数	件	520	227	520	254	520	例外給付申請書類確認、システムを活用した抽出等により点検を実施しました。	ケアプラン点検を通じた、利用者の自立支援に資する適切なケアプラン作成と、ケアマネジメントの質の向上。	左記の取組を継続します。	A	
ウ 住宅改修等の点検													
（ア）住宅改修の点検	改修工事の施工前に、改修の内容や金額が適正であるかについて、図面や見積書で確認するほか、専門職による点検等を実施します。施工時には写真で内容を確認します。	住宅改修点検件数	件	588	544	744	533	816	申請時に図面や見積を確認しています。専門職も点検しているほか、必要に応じて関係者へ聞き取りを行っています。	-	左記の取組を継続します。	C	
（イ）福祉用具購入・貸与調査	福祉用具の必要性や利用状況を確認します。	福祉用具購入点検件数	件	696	799	876	704	946	重複した購入が無いかどうか、福祉用具が必要な理由等を確認し、必要に応じて関係者へ聞き取りを行っています。	-	左記の取組を継続します。	B	
	軽度の認定者の利用が想定しにくい福祉用具を貸与することをケアプランに位置付ける場合等には、介護支援専門員からの報告により内容を確認し、専門職による点検を実施します。	福祉用具貸与点検件数	件	55	36	59	33	60	軽度認定者への福祉用具貸与について、申請にもとづき確認し、専門職による確認も行いました。	-	左記の取組を継続します。		
エ 医療情報との突合・縦覧点検	入院情報等と介護保険情報を突合し、二重請求がないか確認を行います。	医療情報との突合件数	件	9,900	10,464	9,900	10192	9900	国保連合会に委託して実施しています。	利用者に対する適切な介護サービスを確保し、不適切な給付の削減と、介護給付費の適正化をはかる。介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度の構築。	令和4年度に引き続き、取組みを継続。	A	
	複数月の明細書における算定回数の確認等を実施します。	縦覧点検件数	件	9,300	10,045	9,300	11352	9300	国保連合会に委託して実施しています。	利用者に対する適切な介護サービスを確保し、不適切な給付の削減と、介護給付費の適正化をはかる。介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度の構築。	令和4年度に引き続き、取組みを継続。		
オ 介護給付費通知	利用者に介護保険制度の理解を深めてもらうため、介護保険サービスの請求状況及び費用等の通知を行います。	通知件数	件	17,700	15,163	17,800	15132	17900	年3回、利用したサービス内容について給付費のお知らせを送付しました。	年3回の定期的な送付を行う。	給付費のお知らせ送付の取組みを継続。	A	
（２）介護相談員設置事業													
ア 介護保険運営体制の強化	サービスの改善や向上を目的として、介護相談員の派遣を実施します。	介護相談員派遣延べ訪問人数	人	504	0	495	16	28	コロナ禍により施設訪問を拒否される状況下でしたが、オンライン方式で５施設に事業を実施しました。	コロナ禍終息後も訪問受け入れ拒否が懸念されます。（感染対策による職員不足を理由に拒否されることが懸念されます。）	オンライン方式を含めた訪問活動の継続ができるよう施設に交渉します。	D	
イ 介護相談員研修会の実施	介護相談員に対して、定期的な研修会を実施します。	介護相談員研修会開催回数	回	6	2	6	6	6	計画どおり２ヵ月に１回のペースで開催することができました。	オンライン方式での訪問活動では、訪問先と利用者が限られてしまうので、実例を基にした研修や情報共有ができません。	計画どおりに開催します。	B	
（３）介護サービス事業所の適正な運営													
ア 介護サービス事業所との連携	個々のサービス事業所や「湖北地域介護サービス事業者協議会」と連携し、高齢者の尊厳保持をはじめとした高齢者福祉・介護の向上を図ります。		-	-	-	-	-	-	実地指導時に高齢者の人権擁護について研修実施等、適正な運営のための指導を行いました。	引き続き、実地指導時等に適切な運営に向け、指導等を行っていく必要があります。	左記の取組を継続します。	B	

○事業名		事業概要	評価指標	単位	計画	実績	計画	実績	計画	令和４年度実施状況	課題	取組方針	評価（R3・R4）
					R3	R3	R4	R4	R5				
		イ 災害に対する備えと協力・連携	介護サービス事業所と協力・連携し、情報提供・収集体制を確立と、実地指導等の機をとらえた災害に関する具体的な計画等の確認を行います。 避難訓練の実施による効果の確認、防災啓発活動、介護サービス事業所におけるリスクや、災害時に必要となる物資の備蓄・調達の状況の確認を行います。		-	-	-	-	-	実地指導時に、防災計画、防災訓練実施、備蓄物資の確認を行いました。	引き続き、実地指導時等に計画整備等の指導・確認等を行っていく必要があります。	左記の取組を継続します。	B
		ウ 感染症に対する備えと協力・連携	新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対策として関係機関との連携・協力、情報収集体制を確立します。 感染症に対する研修、拡大防止対策の周知啓発や、感染症発生時の応援体制・代替サービスの確保に向けた連携体制を構築します。		-	-	-	-	-	・感染症対策の情報、研修等について迅速な情報提供を行いました。 ・事業所に対して感染予防用具（マスク、消毒液等）を配布しました。	引き続き、迅速な情報提供等を行っていく必要があります。	・感染症対策の情報、研修等について迅速な情報提供を継続します。	B
		エ 介護分野の文書に係る負担軽減	介護サービス事業所の指定・変更、指導監査等に係る提出書類のホームページ上の掲載や、実地指導時におけるパソコン画面上での確認等、文書に係る負担の軽減を図ります。		-	-	-	-	-	・実地指導の確認書類等について、国の運用方針、マニュアルに基づき簡素化等の検討を行いました。	引き続き、各種申請書類等の見直し等負担軽減に向けた検討を行っていく必要があります。	左記の取組を継続します。	B
		オ 介護サービス事業所の指定	地域密着型サービス、居宅介護支援事業及び介護予防・生活支援サービス事業の事業所指定を行います。		-	-	-	-	-	・国指定基準、市条例その他関係法令により、事業所指定、更新を行いました。	引き続き、関係法令に則った人員基準や設備基準等の審査を行い、事業所指定、更新を行います。	左記の取組を継続します。	B
		カ 介護サービス事業所の指導等											
		(ア) 集団指導	市指定の事業所を一定の場所に集めて指導実施します。（介護保険制度の周知、実地指導の結果報告、事業所との情報共有等）		-	-	-	-	-	事業所の適切な運営に資する情報周知、指導を行うため、集団指導を実施しています。（年1回、3月23日開催） ・実地指導結果周知 ・介護保険制度の理解周知 ・情報交換	引き続き、集団指導による適切な運営に資する情報周知、指導を実施する必要があります。	左記の取組を継続します。	B
		(イ) 実地指導	市指定の事業所において、定期的に指導します。 ・人員、設備、運営に関する基準の遵守。 ・介護報酬の要件確認。 ・生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成。 ・虐待や身体拘束の防止に向けた取組。		-	-	-	-	-	事業所の適切な運営について（人員、施設基準、ケアプラン、介護報酬算定、虐待防止等）実地指導を行っています。 ・地域密着型介護サービス事業所8か所 ・居宅介護支援事業所11か所	引き続き、実地指導による適切な運営に資する指導等を実施する必要があります。	左記の取組を継続します。	B
		(ウ) 監査	指定基準違反や、その疑いがある場合に実施します。		-					監査実績なし。	-	必要に応じて、監査を実施します。	B
		キ 地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービス事業者の選考、適正なサービス実施体制の確保について審議します。		-	-	-	-	-	6月30日、3月2日に地域密着型サービス運営委員会を開催しました。 新規開設事業所の指定についての審議、運営指導の結果共有等を行いました。	引き続き、必要に応じて地域密着型サービス運営委員会による新規開設事業所の指定についての審議等を行います。	地域密着型サービス運営委員会を年2回開催し、情報共有、審議等を行います。	B
		5 利用者負担等											B 2件、D 1件
		(8) 介護ワンストップサービスの推進	介護保険にかかるサービス検索や申請手続のオンライン化を推進します。		-	-	-	-	-	マイナポータルに各種申請書様式を掲載しています。また、介護保険被保険者証等の再発行手続の電子申請ができる体制を継続しています。	電子申請に対応できない人が大勢いると想定しており、書類を電子化しても継続して書面での申請を継続させる必要があります。	左記の取組を継続します。また、電子申請受付の拡大について検討・準備を行います。	B
		(9) 訪問等介護サービス確保対策事業の創設	中山間地では新規事業所の参入が見込みにくい状況にある中、一定の介護サービス提供量の確保が必要があるため、対象地域への訪問サービス提供を支援することでサービス量の確保を図ります。	中山間地においてサービス提供を行った法人数	法人数	-	19	19	18	中山間地域の訪問等サービス提供事業所数は前年と同水準を維持しました。18法人が訪問等介護サービス確保対策交付金事業を利用され、サービス提供量の維持に一定の効果がありました。	引き続き対象事業所への事業周知を実施し、利用を促す必要があります。	訪問等介護サービス確保対策交付金事業の利用について、引き続き対象事業所への働きかけを行い、サービス提供事業所の確保に努めます。	B
		(10) 認知症対応型共同生活介護における低所得者負担軽減の検討	低所得の認知症がある高齢者であっても、希望すればグループホームを利用し、適切なケアを受けることができるよう入居に係る家賃等の負担軽減制度の導入の検討します。		-	-	-	-	-	GH減免については、新型コロナウイルスのクラスターが頻発する中、事業化困難と判断し、令和4年度の実施は見送りました。	GH居住費を直接減免するのではなく、認知症対応の専門であるGHの空きベッド等を活用し、在宅で介護を受けている認知症高齢者およびその家族の『息抜き』を実施しやすくないか。	GHの短期利用の滞在費等について利用助成創設の検討を行います。	D